

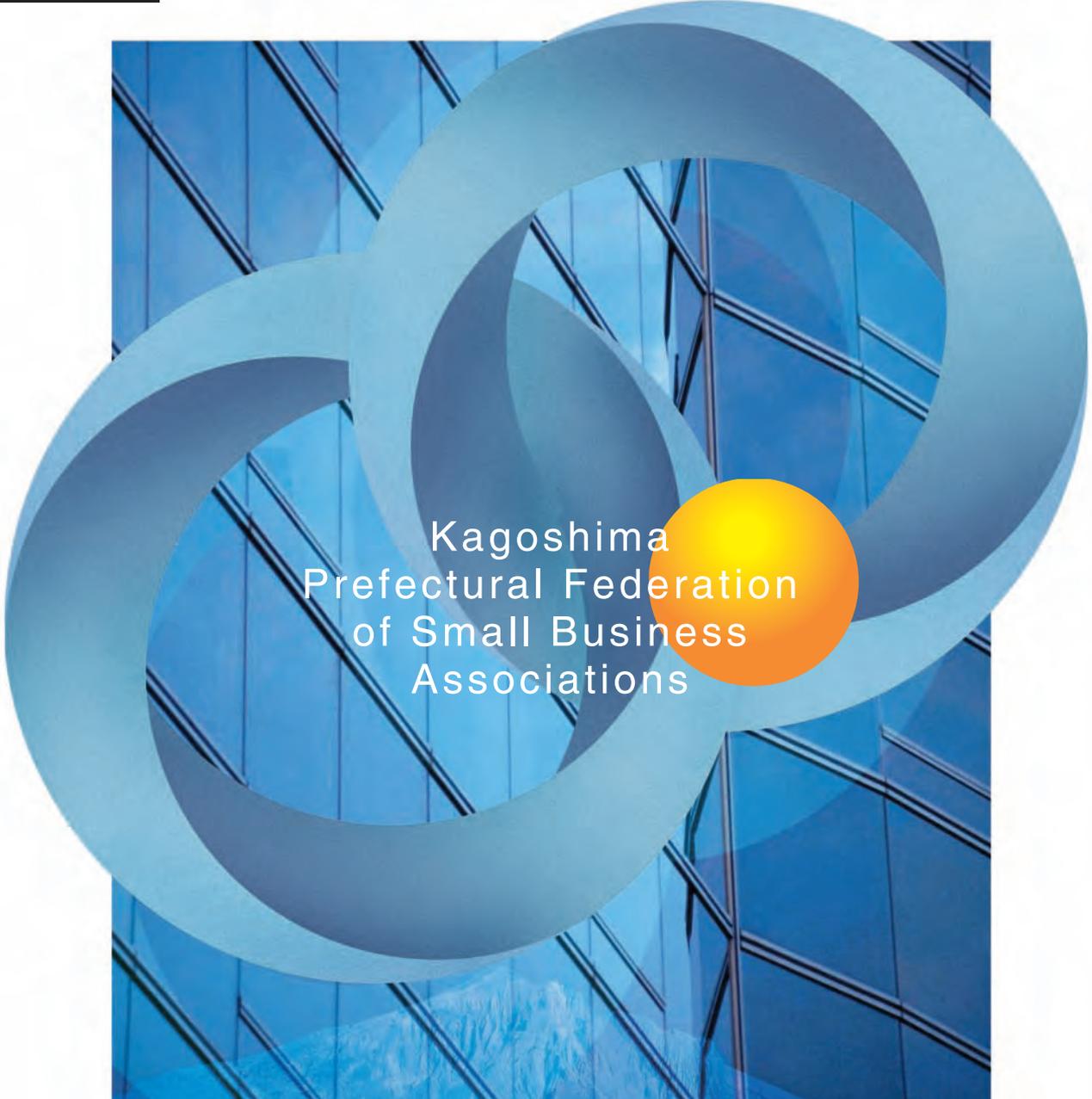
中央会月刊誌  
中小企業  
がごしま

2010  
第658号

4

特集  
テーマ

- 中小企業と独占禁止法 ～事業者団体の活動規制～
- 労働者派遣事業はこう変わる ～労働者派遣法の改正案を踏まえて～



Kagoshima  
Prefectural Federation  
of Small Business  
Associations

鹿児島県中小企業団体中央会



ここは、  
芋の  
酒の  
国。



華やかにして、美しき味わい。

産地呼称。  
それは、信頼の証です。



「黒麹仕立て 桜島」は、鹿児島県産さつま芋だけを使い、南薩摩で蒸留瓶詰めされた生粋の「薩摩焼酎」であることを公的機関より認証されています。



南薩産さつま芋仕込  
**桜島**  
さくらしま  
黒麹仕立て

「黒麹仕立て 桜島」は、穫れ立ての南薩摩産さつま芋を黒麹で丹念に仕込み、芳醇な香りと深く濃い味わいへと仕上げた生粋の薩摩焼酎。焼き芋を思わせる香ばしさと、濃厚なトロリとした甘さと旨さを持つ、黒麹の特徴を存分に生かした本格芋焼酎です。

目次

特集 中小企業と独占禁止法 ～事業者団体の活動規制～ ..... 2  
 労働者派遣事業はこう変わる ～労働者派遣法の改正案を踏まえて～

中央会の動き ..... 10  
 ●地域力連携拠点マッチング事業  
 ●かごしま異業種交流支援事業「ホンモノの食研究会成果発表会」

インフォメーション ..... 11  
 ●22年度組合決算・税務申告指導日程  
 ●中央会事務局新体制

企業トップインタビュー ..... 16  
 ●株式会社末吉建築事務所 代表取締役社長 末吉重榮 氏

倒産概況 ..... 18  
 ●平成22年3月 鹿児島県内企業倒産概況

中央会関連主要行事予定 ..... 20

※業界情報（3月分）は5月号に掲載します。

景観一望、桜島。



これまでも、これからも輝きつづけます。

Castle Park Hotel  
 城山観光ホテル

鹿児島市新照院町41番1号 TEL099-224-2211(代)  
 ホームページアドレス www.shiroyama-g.co.jp

鹿児島城山温泉  
天然温泉露天風呂「さつま万福」で心の癒し——



365ROOMS  
365室11タイプのお部屋でおくつろぎください。





# 中小企業と独占禁止法

## ～事業者団体の活動規制～

独占禁止法は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うに当たって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制していますが、事業者の集まりである事業者団体の活動についても違反行為の主体として規制しています。独占禁止法の概要及び事業者団体の活動規制の内容を中心に、平成21年改正法を踏まえ、紹介します。

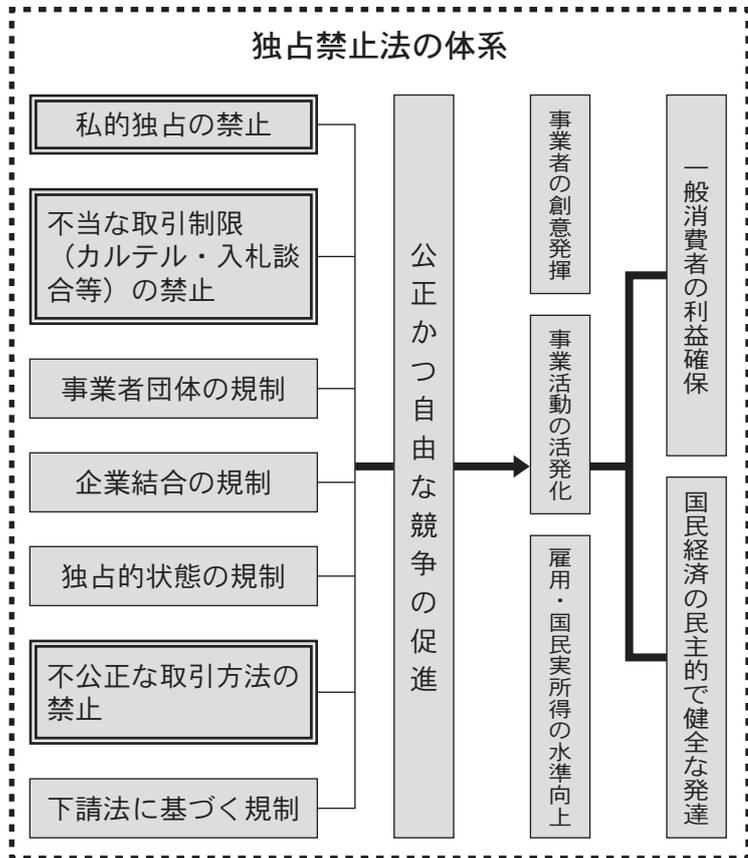
### I 独占禁止法の概要

独占禁止法は、事業活動の基本的なルールを定めた法律です。

独占禁止法（正式名称：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うに当たって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制しています。公正取引委員会は「独占禁止法」とその補完法である「下請法（正式名称：下請代金支払遅延等防止法）」という2つの法律を執行することで、競争政策を積極的に展開し、市場における競争秩序を維持しています。

独占禁止法は、118条からなる法律で、目的、用語の定義、禁止される行為、違反した場合の処理手続き、公正取引委員会の組織や権限、違反した場合の罰則などについて定めています。

禁止される行為の主なものとして、1 私的独占、2 不当な取引制限、3 不公正な取引方法の3つがあり、まとめて「独占禁止法の3本柱」とよばれています。



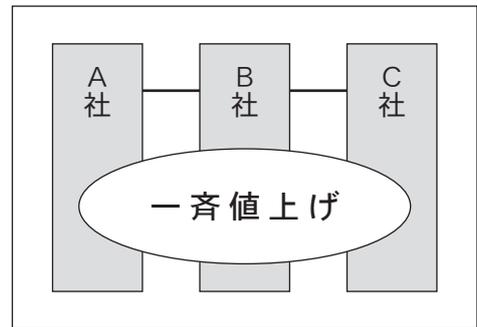
#### 1 私的独占の禁止

事業者が単独又は他の事業者と手を組み、不当な低価格販売、差別価格による販売などの手段を用いて、競争相手を市場から排除すること、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為は「排除型私的独占」として禁止されています。また、有力な事業者が、株式の取得、役員のパ遣などにより、他の事業者の事業活動に制約を与えて、市場を支配しようとする行為も「支配型私的独占」として禁じられています。もちろん良質・廉価な商品を提供する事業者が正当な競争の結果として、市場を独占するようなことになった場合は、違法とはなりません。公正取引委員会は、平成21年改正法により、新たに課徴金の対象となった「排除型私的独占」が成立するための要件に関する解釈を可能な限り明確化すること等により、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予測可能性をより向上させるために、ガイドラインを作成しています。

## 2 不当な取引制限

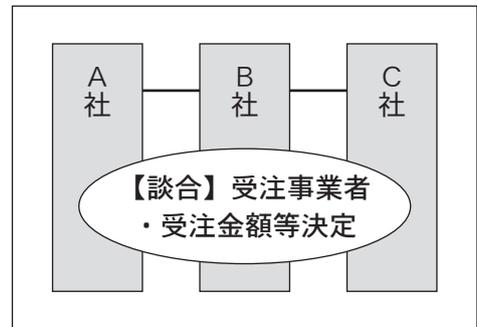
### ●カルテルの禁止

事業者又は業界団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為は「カルテル」として禁止されています。紳士協定、口頭の約束など、どんな形で申合せが行われたかにかかわらず、事業者間で何らかの合意があり、結果的にそれぞれが同一の行動をとればカルテルとして禁止されます。カルテルは、商品の価格を不当につり上げると同時に、非効率な事業者を温存し、経済を停滞させるため、世界各国で厳しく規制されています。



### ●入札談合の禁止

国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や受注金額などを決めてしまう「入札談合」も不当な取引制限のひとつとして禁止されています。事業者間の競争が正しく行われていれば、より安く発注できた可能性があり、入札談合は税金のムダづかいにもつながります。本来、入札は厳正な競争を行うことを目的としているため、入札談合は公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。



## 3 不公正な取引方法

不公正な取引方法は、私的独占、不当な取引制限と並んで、独占禁止法で禁止される行為の3本柱の一つです。他の2つの類型と違って、不公正な取引方法は、公正な競争を阻害するおそれがあることをその共通の要件としています。公正な競争を阻害するおそれがある行為には、①競争を実質的に制限するまでには至らないが、自由な競争を阻害する行為、②競争手段としてとても公正とはいえない行為、③取引の相手方に自主的な競争機能を発揮できなくさせるような行為、の3つの類型があります。

このような行為を放置しておけば、価格や品質による能率競争はゆがめられ、独占禁止法の目的が達成されなくなります。

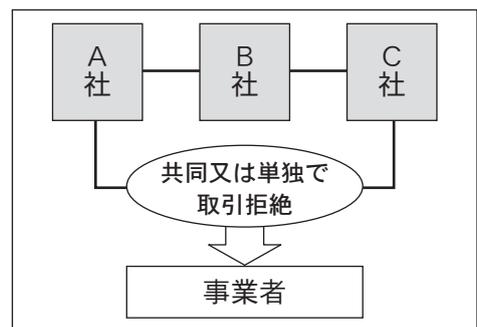
どのような行為が不公正な取引方法に該当するかは、公正取引委員会が告示によって具体的に指定します。この指定には、あらゆる業種に適用される「一般指定」と特定の業種にだけ適用される「特殊指定」（大規模小売業、新聞業、物流業）とがあります。

### ●取引拒絶

複数の事業者が共同で特定の事業者との取引を拒絶すること、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させる行為は禁止されています。例えば、新規事業者の開業を妨害するため、原材料メーカーに新規事業者への商品供給をしないよう共同で申し入れる場合などがこれに当たります。

また、小売店に販売価格を指示して守らせるなど、独占禁止法上の違法行為の実効を確保するために、事業者が単独で取引拒絶を行うような場合も違法となります。

その他、●差別対価・差別取扱い、●不当廉売、再販価格の拘束、●優越的地位の濫用、●抱き合わせ販売等が禁止されています。



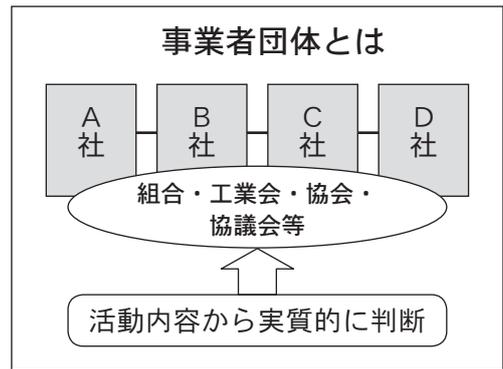
## II 事業者団体の活動規制

独占禁止法は、競争の主体である事業者の行為を中心に規制していますが、事業者の集まりである事業者団体の活動について、団体を構成する事業者とは別に団体そのものを違反行為の主体として規制しています。

公正取引委員会は、事業者団体のどのような活動が独占禁止法で禁止されているか、また、どのような活動は違反とならないかなどを示した「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（ガイドライン）を公表しています。

### 1 事業者団体とは

事業者団体というのは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的に設立された2つ以上の事業者の結合体をいいます。組合、工業会、協会、協議会など、さまざまな名称で呼ばれています。「主たる目的」とは、いくつかの目的のうち主要なものをいい、定款、規約等で定められている目的にとらわれず、その活動内容等から実質的に判断されます。法人格があるかどうかは問いません。事業者を構成員とするのではなく、事業者の役員や従業員その他の個人を構成員とする団体も含まれます。



ここで、「事業者としての共通の利益」とは、構成事業者の経済活動上の利益に直接又は間接に寄与するものをいいます。事業者個々の具体的利益であるか、業界一般の利益であるかは問いません。この点から、2つ以上の事業者の結合体であっても、事業者としての共通の利益の増進を目的に含まない学術団体、社会事業団体、宗教団体等は事業者に当たりません。

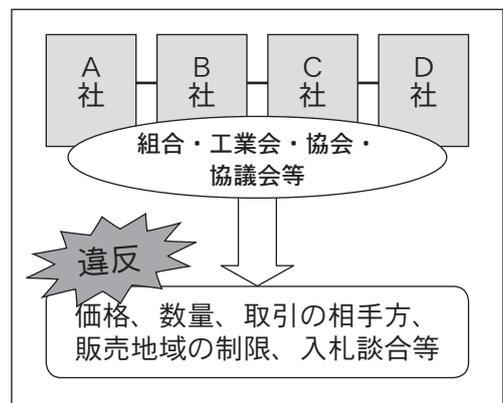
### 2 事業者団体の禁止行為

事業者が行うような不当な取引制限や私的独占を、事業者団体が主体となって行う場合には、独占禁止法第8条で規制されます。

#### (1) 競争を実質的に制限すること（第8条第1項第1号）

事業者団体が、団体としての意思決定によって構成員の取引における価格、数量、取引の相手方、販売地域などを制限すること、入札談合を行うことは違法となります。構成員のすべてが出席する総会で決定したものではなく、理事会で決定されたものでも、それが構成員にとって従うべきものと認識されていれば、事業者団体による意思決定があったものとされます。

事業者団体による競争の実質的制限は、独占禁止法上悪質な行為とされ、課徴金及び刑事罰の対象になっています。

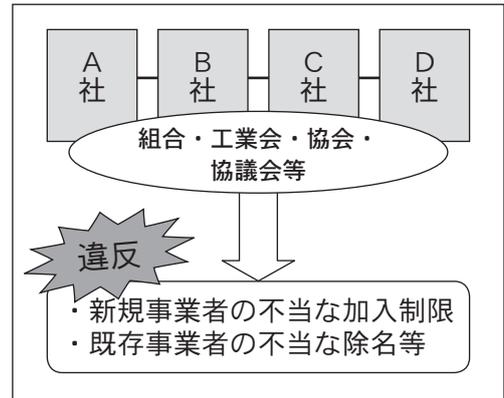


**事例** 社団法人四日市医師会事件（平成16年勧告審決）  
 (社)四日市医師会は、会員が65歳未満の者に対して行うインフルエンザ予防接種の料金を1件につき3,800円以上とすることを決定した。

(2) 一定の事業分野における事業者の数を制限すること (第8条第1項第3号)

事業者団体が、その会則などにより新規事業者の団体への加入を不当に制限すること、既存の事業者を団体から不当に除名することを違法とするものです。

例えば、団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難である場合に、事業者の団体への加入を制限すること（加入拒否、一定地域における店舗数や既存店との距離を加入の条件とすること、加入希望者と競合する既存の構成員の承認を加入の条件とすることなどを含みます。）、又は団体から事業者を除名することなどが該当します。



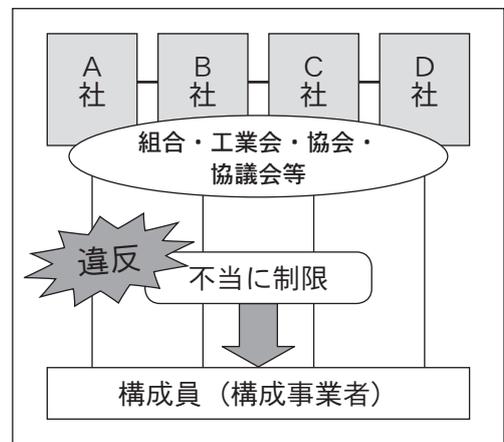
(3) 構成事業者の機能や活動を不当に制限すること (第8条第1項第4号)

事業者団体による構成員の取引数量、設備、技術、販売地域、販売方法などの制限や顧客争奪の制限が、公正な競争を阻害する場合には、競争の実質的制限に至らない場合であっても違法となります。

一般に、多くの事業者団体は、生産・流通の合理化や消費者利便の向上のために規格の標準化、自主基準の設定、環境保全や安全確保といった社会公共的目的に基づいて品質についての自主規制等を行っています。

このような活動は、多くの場合には独占禁止法上の問題は生じませんが、競争手段を制限し、需要者の利益を不当に害する場合、不当に差別的である場合で、社会公共的な目的に照らして合理的に必要な範囲を超えた制限を課しているような場合には、独占禁止法上問題となるおそれが生じます。

一般的には、自主規制の利用や遵守は、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであることに注意することが必要です。



**事例** 社団法人滋賀県薬剤師会事件（平成19年排除措置命令）

（社）滋賀県薬剤師会は、特定医薬品販売業者に対し、新聞折込広告に一般医薬品の販売価格を表示させないようにさせていた。

(4) 他の事業者に不公正な取引方法をさせること (第8条第1項第5号)

事業者団体が、事業者（その団体の構成員でない事業者も含まれます。）に不公正な取引方法に当たる行為をさせることは、違法になります。

**事例** 仙台港輸入木材調整協議会事件（平成2年勧告審決）

仙台港輸入木材調整協議会は、協議会のアウトサイダーが仙台港において木材の輸入を行うことを阻止するため、構成事業者である木材輸入業者に、共同して港湾運送業者にアウトサイダーとの輸入木材の荷役に関する取引を拒絶させる行為を行わせていた。



### 3 事業者団体に対する独占禁止法の適用除外制度（第22条）

中小企業の団体のうち、一定の要件を備え、かつ法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為は、独占禁止法の適用を免除されています。

その一定の要件というのは、

- ① 小規模の事業者の相互の助け合いを目的としていること
- ② 任意に設立され、組合員の加入脱退が自由であること
- ③ 組合員が平等の議決権をもっていること
- ④ 利益の配分の限度が法令か定款で定められていること

これらの要件をすべて満たしていれば、小規模の事業者の相互扶助を目的として設立された事業協同組合等の行為は、下記のような例外を除いて独占禁止法の適用を受けることはありません。中小企業等協同組合を例にとると、組合は組合員のため、福利厚生、事業資金の貸付、経営の改善を図るための教育・情報の提供などの事業を行うことができるほか、共同生産、共同購入等の共同経済事業を行うことができます。

しかし、組合の行為であっても、競争を実質的に制限して不当に価格を吊り上げたり、不公正な取引方法を用いたりする行為には、独占禁止法が適用されます。また、協同組合が他の事業者と共同し、生産数量、販路、販売価格などを協定すること、複数の組合が集まって、同様な行為をすれば、独占禁止法が適用されます。

#### 【価格制限の違反行為例】

事業者団体が次のような価格に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、法第8条第1号の規定に違反します。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、原則として法第8条第4号又は第5号の規定に違反します。

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 価格等の決定</li> <li>● 再販売価格の制限</li> <li>● 標準価格等の決定</li> <li>● 価格制限行為への協力の要請、強要等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 構成事業者が供給し、若しくは供給を受ける商品若しくは役務の価格を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定すること。</li> <li>● 事業者が供給する商品について、事業者が再販売価格の拘束に当たる行為をさせるようにし、構成事業者が再販売価格の維持を励行させ、再販売価格を決定し、その他再販売価格に関する制限を行うこと。</li> </ul> <p>《具体例》</p> <p>Z牛乳製造業者団体事件（昭和57年（勸）第2号）では、構成事業者の取引先である量販店の牛乳の最低小売価格を定め、構成事業者が量販店に対しこれを遵守するよう要請すること等を決定したことが、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。</p> <p>《具体例》</p> <p>Xプロパンガス販売業者団体事件（昭和52年（勸）第14号）では、構成事業者全員に出席を求めて開催した「説明会」において、3種類の類似した標準料金表を配布し、これら料金表のいずれかに準じてプロパンガスの小売価格の引上げを図るよう説明し、出席者の了解を得たことが、価格引上げの決定に当たるとして、法第8条第1項第1号（現行法第8条第1号）違反とされた。</p> <p>《具体例》</p> <p>Yタクシー事業者団体事件（昭和57年（勸）第16号）では、タクシー運賃等の引上げについて、構成事業者の認可申請すべき内容を決定し、これに基づいて構成事業者が認可申請をさせるとともに、当該決定に従った認可申請を行わない構成事業者に対して脱会措置を採ったことが、法第8条第1項第4号（現行法第8条第4号）違反とされた。</p>
---	--

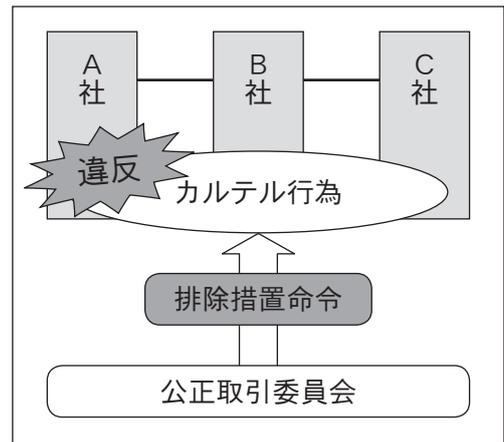
## 4 独占禁止法違反行為への対処

独占禁止法に違反する行為が行われている疑いがある場合、公正取引委員会は、事業者への立入検査、事情聴取などを行い、調査を実施します。調査の結果、違反行為が認められると、違反を行っていた事業者に対して排除措置を採るよう命じています。また、カルテルなどの悪質な行為については、課徴金や刑事罰などの厳しい措置が採られています。

### ●排除措置命令

違反行為を速やかに排除するよう命ずる行政処分です。例えば、価格カルテルの場合には、価格引上げ等の決定の破棄とその周知、再発防止のための対策などを命じます。確定した排除措置命令に従わない場合、その事業者には刑事罰が科されます。

平成21年改正法により、違反行為をした事業者から合併、分割又は譲渡により違反行為に係る事業を引き継いだ事業者に対しても、排除措置を命ずることができる旨が明確化されるとともに、排除措置命令の除斥期間（違反行為がなくなった日から命令を行うことができなくなるまでの期間）が3年から5年に延長されます。



### ●課徴金納付命令

カルテル・入札談合、私的独占及び一定の不公正な取引方法が行われた場合に課徴金を納めるよう命じる行政処分です。違反行為をした事業者は、一定の算式に従って計算された金額を課徴金として国庫に納めなければいけません。

平成21年改正法により、公正取引委員会による調査開始日以後に、違反行為をした事業者から分割又は譲渡により違反行為に係る事業を引き継いだグループ会社に対して課徴金の納付を命ずる旨が規定されるとともに、課徴金納付命令の除斥期間が3年から5年に延長されます。一方、課徴金減免制度が拡充され、違反を自主的に報告した場合、課徴金が減免されます。

#### 【課徴金算定】

課徴金の額は、違反行為に係る期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額又は購入額を基に算出され、事業者の規模や業種ごとに決められた算定率を掛けて計算します。

$$\text{課徴金額} = \text{違反行為に係る期間中の対象商品又は役務の売上額又は購入額} \times \text{課徴金算定率}$$

#### ■課徴金算定率

( ) 内は中小企業の場合

	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	10% (4%)	3% (1.2%)	2% (1%)
支配型私的独占	10%	3%	2%

＋ 平成21年改正法で追加

	製造業等	小売業	卸売業
排除型私的独占	6%	2%	1%
不当廉売、差別対価等	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	1%		

①違反行為を繰り返した場合、又は違反行為において主導的な役割を果たした場合には、それぞれ基準の算定率を50%加算。②早期に違反行為をやめた場合には基準の算定率を20%軽減。③違反行為を繰り返し、かつ違反行為において主導的な役割を果たした場合には、基準の算定率を2倍にして計算した額。



# 労働者派遣事業はこう変わる

## ～労働者派遣法の改正案を踏まえて～

製造業や登録型派遣の原則禁止を柱とする労働者派遣法改正案が、3月19日、閣議決定されました。これまで派遣に頼ってきた中小企業にとって、人件費の高騰から企業が採用を抑制することも予想され、失業者が増える可能性も指摘されています。また、大手企業の中には、生産拠点を海外に移転し国内雇用を削減する動きも出てきています。以上のように、今回の改正案は、中小企業にとって大きな影響をもつと思われますので、その内容を紹介します。（※改正案は、国会審議の状況によって内容が変わる可能性もあります）

### 1 現在の派遣事業の形態

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。

#### (1) 労働者派遣事業の種類

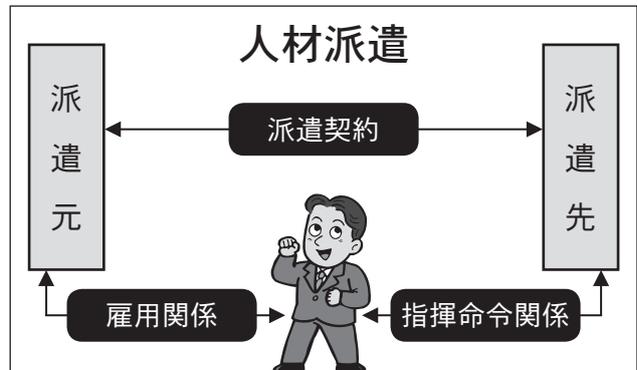
労働者派遣事業の種類には、次の2種類があります。

##### 1 一般労働者派遣事業（登録型）・・・

特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいい、例えば登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業がこれに該当します。一般労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣の許可を受けなければなりません。

##### 2 特定労働者派遣事業（常用型）・・・

常用雇用労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいいます。特定労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣に届出をしなければなりません。



#### 「常用雇用労働者」とは？

雇用契約の形式を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者をいい、具体的には、

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 一定の期間（例えば、2か月、6か月等）を定めて雇用されている次の者であって、その雇用期間が反復継続されて事実上①と同等と認められる者
  - ・過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者
  - ・採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- ③ 日々雇用される次の者であって、雇用契約が日々更新されて事実上①と同等と認められる者
  - ・過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者
  - ・採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者のことをいいます。

#### (2) 現在行われている派遣の形態

専門26業務（情報処理システム開発業務、機械設計業務など、政令で定められた業務）

- 産前産後休業、育児休業、介護休業取得者の代替要員派遣
- 高齢者派遣（55歳以上の者を派遣する）
- 紹介予定派遣（最長6か月間労働者を派遣し、その後、職業紹介によりその労働者を派遣先に紹介する）

**(3) 禁止されている派遣業務**

- 港湾運送業務
- 建設業務
- 警備業務
- 医療関係の業務（※紹介予定派遣、社会福祉施設など一部を除く）
- 人事労務管理関係のうち、派遣先において団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務
- 弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士、行政書士の業務
- 建築士事務所の管理建築士など他の法令で禁止されている業務

**2 今回の改正案**

昭和61年に施行された労働者派遣法は当時、通訳など専門13業種に限り派遣が認められていましたが、国際的にも人材派遣の自由化の要求が高まり、平成11年には、建設、港湾運送、警備などを除いて原則自由化され、平成16年3月には、これまで禁止されていた「物の製造の業務」が解禁されました。

規制緩和の流れの中で、多様な働き方を可能にする一方、雇用が不安定でワーキングプアの温床として問題化しました。一昨年秋以降、不況により製造業を中心に「派遣切り」が相次いだことを受け、昨年10月から「労働政策審議会（厚労省の諮問機関）で法改正に向けた議論がスタートし、秘書や通訳など専門性の高い26業務や高齢者派遣などを除いて禁止。製造業派遣は長期雇用契約を結ぶ「常用型派遣」を除いて禁止し、日雇い派遣など2か月以内の短期派遣も原則として禁止する内容となっています。

ただ、規制強化による混乱を避けるため、登録型派遣と製造業派遣の原則禁止の時期は、改正法の公布後、3年以内の政令で定める日とし、また、登録型で一般事務などについては、さらに最長2年の猶予期間を設けることとしています。しかし、景気の先行きが不透明の中、産業界からは反対の声が多く、特に中小企業の場合、派遣労働の禁止で転廃業を迫られる可能性が指摘されています。

**(1) 登録型派遣は原則禁止**

前頁1 - (2) の形態以外は、登録型派遣は禁止されます。

**(2) 製造業への派遣は禁止**

製造業への派遣は、常用雇用を除き禁止されます。

**(3) 日雇い派遣の禁止**

政令で定める業務を除き、日々雇用される従業員、2か月以内の雇用期間を定める従業員を派遣することが禁止されます。

**(4) 違法派遣の場合の直接雇用**

派遣先が、違法派遣と知っていて派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先は派遣労働者に対して、派遣元における労働条件と同じ内容の労働契約を申し込んだものとみなされます。（この場合、派遣労働者が派遣先で働く意思をみせれば、派遣先と雇用契約が結ばれることになります）

**(5) マージン率（手数料）の公開**

社外に派遣手数料を公開するとともに派遣労働者に対して、1人当たりの派遣料金の額を明示しなければなりません。

## 地域力連携拠点マッチング事業

### ●創業マッチング交流会

本会は「出会いを創業に活かすために」をテーマに、3月12日、「創業マッチング交流会」を開催した。第1部では、D-club代表 池元正美氏をコーディネータに、(株)ワイズプラス代表取締役 森好子氏、ドルフィンワークス代表 西田ミワ氏、きずな工房代表 鈴木大介氏をパネリストとしてパネルディスカッションを開催した。

パネルディスカッションは、池元氏のコーディネートの下、創業の動機、創業に至るまでの経緯、創業での苦労話等について意見交換を行った。



### ●ITマッチング交流会

3月19日、中小企業のIT化を促進することを目的に、「ITマッチング交流会」を開催した。当日は、ITマネジメント・サポート(協)理事長 高島利尚氏が「中小企業のIT化促進に向けて～効率化を勧めるためのパッケージソフト(J-SaaS)の活用～」と題し基調講演。「経営活動において、目標とする利益を確実に確保していくためには、情報の管理が重要であり、スムーズに行うためにIT化の推進は不可欠である。J-SaaSは中小企業のIT化の手段として有効である」と強調した。



## 平成21年度 かがしま異業種交流支援事業実行委員会「かがしまホンモノの食研究会」 かがしま桜月の恵みを味わう会開催

鹿児島市と本会が支援する「かがしま異業種交流支援事業実行委員会」では、平成20年度から21年度のテーマを「かがしまホンモノの食研究会」とし、食に関するさまざまな研究を行ってきた。この2年間の成果を、委員会メンバーはもちろん、広く市民にもピアールするため、3月13日にレクストン鹿児島において「かがしま桜月の恵みを味わう会」と銘打った成果報告会を開催した。

開会に際しては、岩田泰一氏(中央会会長)、大山直幸氏(鹿児島市商工振興部長)、かがしまホンモノの食研究会会長 藤崎茂実氏のあいさつの後、コーディネータ西ひろみ氏の「鹿児島人が食べない鹿児島食」と題した講演を行った。

メニューについては、鹿児島の伝統野菜や、黒豚こめかみ肉などの日常使われない部位の素材を織り込み、2年間の研究成果を味わっていただけるものになった。また、会員によるコラボレート商品もメニューに取り入れ、会場内で展示も行い、121名の参加者にピアールした。

会で作成したWEBサイト

(<http://www.honshoku.net/>) の紹介を行ったあと、研究会副会長の黒木義人氏のあいさつをもって、成果報告会「かがしま桜月の恵みを味わう会」は盛会のうちに終了した。



## 平成 22 年度組合決算・税務申告相談日程表

地区	日程	会場	時間
川薩・北薩地区	5月11日(火)	川薩電気工事工業(協)	10時～17時
	5月12日(水)	出水商工会議所	9時～16時
さつま地区	5月13日(木)～ 5月14日(金)	さつま町商工会	10時～16時
	10時～16時		
大隅地区	5月13日(木)～ 5月14日(金)	鹿屋商工会議所	10時～17時
	9時～16時		
熊毛地区	5月18日(火)～ 5月19日(水)	西之表市商工会	13時～17時
	9時～15時		
南薩地区	5月20日(木)	南さつま商工会議所	10時～17時
	5月21日(金)	枕崎商工会議所	9時～16時
大島地区	5月20日(木)～ 5月21日(金)	大島支庁別館	13時～17時
	9時～15時		
鹿児島地区	5月6日(木)～ 5月31日(月)	中央会会議室【5/28(金)(中央会総会日)を除く】	

※相談の際には、下記の帳簿等をご持参下さい。

- ・決算関係書類
- ・元帳、補助簿等決算内容の参考となる帳簿類
- ・受取預金利息、受取配当金等源泉徴収所得税に関する計算書
- ・前年度の法人税、県市町村民税及び消費税の申告書(控)
- ・当年度の法人税、県市町村民税及び消費税の申告用紙

※相談の際は、あらかじめ希望の日程等を連絡下さい。

<連絡先>

鹿児島県中小企業団体中央会 組織振興課

電話番号 099-222-9258



きょうの出口。  
あしたの入口。

黒伊佐錦

MITSUBISHI

薩摩焼酎

大口酒造株式会社

鹿児島県伊佐市大口原田643番地  
www.isanishiki.com

0120-86-9613

飲酒は20歳を過ぎてから。飲酒運転は法律で禁止されています。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に影響を与えるおそれがあります。



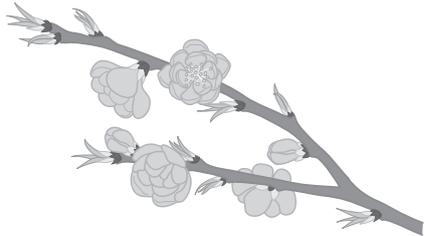
## 中央会事務局新体制についてのお知らせ

平成22年4月から下記のと通りの体制になりました。  
 会員の皆様のご期待・ご要望に、より一層応えていく所存でございますので、今後ともよろしくお願ひ  
 します。

### 【中央会事務局組織図】

(平成22年4月1日現在)

鹿児島県中小企業団体中央会  
 〒 892-0821  
 鹿児島市名山町9番1号  
 鹿児島県産業会館内5F  
 TEL: 099-222-9258  
 FAX: 099-225-2904



### 『各課取り扱い業務のご案内』

〔総務課〕 庶務、補助金・会計、小企業者組織化指導事業、女性部、組合士協会、九州・全国大会、特定退職金共済制度

〔組織振興課〕 組合の運営・実務に関する支援、組合設立、中小企業応援センター、事務局協議会、食品産業協議会事務局、異業種交流支援事業実行委員会

〔連携支援課〕 組合の連携強化、後継者育成に関する支援、商店街に関する事項、青年部、金融相談、県振連事務局、新卒未就職者プロジェクト、政府三共済（倒産防止共済制度・小規模企業共済制度・中小企業退職金共済制度）

〔情報調査課〕 組合の情報化に関する支援、各種調査集計、機関誌発行、官公需、外国人研修生受入組合協議会、次世代育成支援事業（企業が行う子育て支援・行動計画の策定取組み支援）、ものづくり開発

# 商工中金の「マイハーベスト」は、 堅実な「あなた」を応援します。



## 個人向け新型定期預金「マイハーベスト」安心のポイント

資金計画に合わせて  
選べる期間

通常の預金よりも  
有利な金利設定\*

\*貯金庫内の商品と比較した場合。

元本保証・預金保険対象で  
安全・確実

どなたでもお預けいただける、安全・確実な定期預金をご用意しています。

個人向け新型定期預金

# マイハーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

「もしも」のPL事故に備える保険

# 中小企業PL保険制度

生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

約11,000件の  
支払実績!

これであなたも  
安心です!

お客様への  
引渡し後の  
事故を補償



製造業



販売業

工事業



## 商工3団体による 中小企業会員のための全国制度

— 中小企業のための専用商品設計による割安な保険料 —

万一の食中毒に  
備えましょう



飲食店

請負業



入って  
よかっ  
たいて

2年間で約7,000件の加入実績!  
万一の「リコール」  
に備えるための

### 「リコール費用」 担保特約

《加入が多い業種》

- ① 食料品、飲料品製造・販売
- ② 皮革製品、衣類製造・販売
- ③ 家電、家具製造・販売

本制度に加入できる方は、中小企業基本法に定められている中小企業者のうち、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)のいずれかの傘下団体に属する方に限られます。これらの3団体の傘下団体を脱退し、保険加入期間開始日時時点で非会員となった場合は、この保険にはご加入出来ませんのでご注意ください。

※LPガス販売、旅館経営、航空機(部品)製造、専門職業人(税理士、薬局、薬店など)等の方には、別に専用の保険が用意されておりますので、本制度の対象にはなりません。

※医薬品・生業・漬物製造・工事業等を行っている会員企業様は「リコール費用担保特約」を付帯できません。

※中小企業等協同組合法に規定する組合については、保険会社までお問い合わせください。

**新規・更新**

振込期間 >> 2009年4月1日～5月29日  
加入期間 >> 2009年7月1日午後4時～  
2010年7月1日午後4時

**中途加入**

振込期間 >> 毎月1日～末日(6月以降)  
加入期間 >> 振込月の翌々月1日午前0時～  
2010年7月1日午後4時

鹿児島県中小企業団体中央会

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 Tel.099 (222) 9258

愛すべきは「鹿児島県自然」、伝えるべきは「鹿児島県の食文化」

**小鹿酒造株式会社**  
 鹿児島県鹿屋市吾平町上名7312番地  
 TEL0994-58-7171 FAX0994-58-8363  
<http://www.shochu-kojika.jp>

お酒は20歳を過ぎてから。飲み過ぎに注意しましょう。妊娠中、授乳期の飲酒はお控え下さい。  
 飲酒運転は絶対やめましょう。

**SOMPO JAPAN**

もう一本のシートベルト、自動車保険は**ONE-Step**

損保ジャパン

保険をもっと便利にもっと身近に、もしもの時にお客さまを守る「個人用自動車総合保険ONE-Step」。契約更新のお手続きをサポートする「安心更新サポート」も好評です。ONE-Stepは、お客さまとご家族のカーライフを応援する安心でやさしい自動車保険です。

**株式会社 損害保険ジャパン**  
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111  
 ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

# 企業トップ インタビュー

## よりよい空間デザインを提供 ～誠実な企業であり続けたい～

株式会社 末吉建築事務所  
代表取締役社長 末吉 重榮 氏



### ●建築設計士になろうと思ったきっかけは

高校2年の時、将来の進路について、悩んでいた時、テレビで、世界で活躍する建築家を紹介する番組がありました。その時の建築家は、島に家建て、事務所までモーターボートで通うという生活でした。それを観て、「自分もいつかあのような仕事をしてみたい」と思い、建築設計士になろうと決心しました。もともと、工作、絵画等に興味を持っており、中学の時には、工作クラブに所属していましたので、自然の成り行きだったのかもしれませんが、たまたまテレビ番組を観たことがこの道に入るきっかけであり、将来の進路について決意させてくれたのだと思っています。

### ●独立は何歳のころですか

夢を実現させるべく、地元大学の建築学科に入ったわけですが、理想と現実のギャップに授業が全然おもしろくないわけです。ちょうど二十歳の誕生日前だったと思いますが、家出同然で大阪行きの夜行列車に飛び乗りました。大阪では、食うために土木建築の飯場、運送会社で働きました。しかし、食うだけの毎日の繰り返しに、「これでいいのか」と自問自答していたある時、世話になっていた人に諭され、結局はまた鹿児島に戻ってきました。卒業するまで1年余計にかかりましたが、この時の経験は決して無駄ではなかったと思っています。

大学を卒業後、京都の設計事務所に就職し、33歳まで10年間勤めた後、帰鹿しました。今から思うと無謀だったと思いますが、帰ってくると同時に独立しました。普通は独立するまで設計事務所に勤め、地元の状況を把握してから独立というのが一般的ですが、私はあえてこの道を選びました。というのも、京都で10年間経験を積んできましたので、何とかやれるだろうという思いはありました。しかし、最初の1年間は仕事がとれず下請け中心でした。そのうち、同窓会、友人関係の紹介で徐々に仕事が入るようになりました。

ちょうど、高度成長期の頃で時期もよかったのだと思います。今後も、お客様に対し、よりよい空間を提供できるよう誠実な企業であり続けたいと思っています。





エステサロン / うさぎ館田口



二甲記念館

## ●現在の建築設計業界について

公共投資の抑制、コストの圧縮の他、世界的な金融恐慌の不況感で、建築設計業界も厳しい状況にあります。仕事量が激減した上、平成17年の「耐震強度偽装事件（いわゆる姉齒事件）」は、業界のイメージを大きく損なわせました。この事件を契機に、建築基準法等が改正され、着工前の確認申請が厳格化されました。また、中国四川省の大地震を受け、平成20年に「改正地震防災対策特別措置法」が成立し、公立小中学校に対する耐震強度調査等の支援措置が強化されたところです。ただ、県内で資格を取得している建築士は1級、2級合わせて2,400人程いますが、大型建物の構造計算を手がける建築士は数が限られていますので、耐震構造計算が可能な建築士の養成を急ぐ必要があります。

一方、高度成長期の建築物が、築後40年を経過し、膨大な量に達しています。少し前までは、「スクラップ&ビルド」を繰り返し、新しく建て替えることが良いとの風潮がありました。しかし、地球環境重視の観点から、既存の建物の資産価値を長期にわたって維持し、社会的資産として有効に活用する「メンテナンス・リニューアル」に注目が集まっています。建物を安全で美しく蘇らせ、いつまでも活かして使っていくことこそ、持続し続ける社会のため、今私達が取り組まなければならないことだと思っています。

## ●県建築設計監理事業協同組合理事長として組合のPRをお願いします。

昭和60年3月、県内の建築設計事業者51人により建築物の設計及び工事監理の共同受注を目的に設立されました。

設立以来、官公庁関係の建築物を数多く共同受注してきましたが、特筆すべきは、平成3年に「鹿児島県庁舎」、10年には「県民交流センター」等の大型プロジェクトの基本実施設計をJVで受注したことです。

また、平成4年には、中小企業庁（九州経済産業局）から「官公需適格組合」の証明を受け、官公需の受注した案件は、十分責任をもって納入できる経営基盤を整備しました。

近年、景気が大きく落ち込み、地方自治体も財政状況が厳しい現状がありますが、国の経済危機対策に基づく耐震化事業の拡充や県の耐震改修促進計画により耐震関連業務の受注額が大幅に増加している状況にあります。これからも、時代のニーズに合った組織づくりを目指し、地域経済、社会の発展に寄与していきたいと考えています。



鹿児島県庁舎



県民交流センター

# 中央会関連主要行事予定

平成 22 年 4 月	
16 (金) 15:00	かごしま異業種交流支援事業実行委員会 鹿児島市「中央会」
23 (金) 13:30	鹿児島県中小企業団体中央会理事会 鹿児島市「レクストン鹿児島」
28 (水) 16:30	鹿児島県中小企業組合士協会総会 鹿児島市「パレスイン鹿児島」
平成 22 年 5 月	
6 (木) 16:00	鹿児島県外国人研修生受入組合連絡協議会総会 鹿児島市「アクアガーデンホテル福丸」
7 (金) 14:00	鹿児島県食品産業協議会総会 鹿児島市「サンロイヤルホテル」
10 (月) 16:00	鹿児島県中小企業団体事務局協議会総会 鹿児島市「アーバンポートホテル」
12 (水) 17:30	鹿児島県中小企業団体中央会青年部会総会 鹿児島市「レクストン鹿児島」
18 (火) 17:00	鹿児島県中小企業団体中央会女性部会 鹿児島市「レクストン鹿児島」
26 (水) 17:00	鹿児島県商店街振興組合連合会総会 鹿児島市「東急イン」

## 中央会通常総会

- 日時  
平成22年5月28日 (金)  
15:00 (総会) 17:15 (懇親会)
- 場所  
鹿児島市「城山観光ホテル」

経営者の皆さんに退職金を!!  
小規模企業共済制度のご紹介

中小企業と地域振興をもっとサポート  
認定NPO法人  
**中小企業基盤整備機構**



小規模企業共済制度は、法律で定められた経営者向けの退職金制度です。

**制度の特色**

国の制度なので安心・確実です。

- 小規模企業共済法に基づいた制度です
- 廃業時・退職時に共済金を受け取れます (受け取りは、一括・分割・併用のいずれかを選べます)
- 共済金は「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります
- 掛金は毎月1,000円～70,000円で、全額所得控除になります
- 毎月の掛金は口座振替です
- 担保・保証人不要で事業資金等の貸付制度が利用できます

お申し込みは  
鹿児島県中小企業団体中央会  
TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904

——— 美味しい時間を3つのレストランで ———

カジュアルにバイキングを



1階  
カフェレストラン トリアン

四季折々の会席料理を



2階  
日本料理 七彩

桜島を眺めながらフルコースを



13階  
スカイラウンジ フェニックス

鹿児島 **サンロイヤルホテル**      鹿児島市与次郎1丁目8番10号 Phone:099-253-2020  
http://www.sunroyal.co.jp

# お役立てください県共済



- ◆火災共済（建物内動産火災共済）
- ◆自動車事故費用共済（まごころ共済）
- ◆生命傷害共済（あんしん共済）
- ◆医療総合保障共済・傷害総合保障共済
- ◆自動車共済



## 県共済

鹿児島県火災共済(協)  
鹿児島県中小企業共済(協)

理事長 小 正 芳 史

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1(産業会館) TEL (099)225-4218  
ホームページ <http://www.synapse.ne.jp/kenkyosai> FAX (099)227-3595



人を思う。未来を思う。

# 商工中金

商工中金は、平成20年10月1日から株式会社になりました。

「中小企業による、中小企業のための金融機関」として

引き続き、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、  
全力で努力を続けてまいります。

鹿児島支店 〒892-0847 鹿児島市西千石町 17-24 TEL : 099 (223) 4101 ●高見馬場ワシントンホテル筋向い



*with you*

中小企業がごしま4月号 平成22年4月10日発行（毎月10日発行）第六五八号

定価二〇〇円

発行所／鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島市名山町9番1号 〒892-0821

電話(099)222-9258

FAX(099)225-2904

発行人／岩田泰一 印刷所／協業組合ユニカラー

電話(099)238-5525

FAX(099)238-5534

**SIAA**  
**ISO 22196**  
**for KOHKIN**  
有機無機混合抗菌剤使用・表面  
JP0122173A0001S

この商品は印刷面の表面を抗菌処理加工をしています。  
(特許第3030310号、第3401571号)  
SIAAマークは、ISO22196法により評価された結果に基づき、  
抗菌製品技術協議会がイドワイ  
ンで品質管理 情報公開された  
製品に表示されています。

**抗菌コート**